

交付条件（森町お達者度向上活動認定証交付事業実施要領第3条）

1. 実施要領第3条第1項の団体及び同条第2項の店舗は、活動期間が6ヶ月以上継続していることとする。
2. 実施要領第3条第1項の団体は、自立して活動する団体であることから申請年度及び前年度において国、県、町等の補助金を受けていない団体とする。
（こかげは町補助金があり対象外、100サロンは社協補助金あり対象外）
3. 実施要領第3条第1項の「運動・体操」「趣味の農業」「居場所・サロン」「共食の集い」は、開催している時間の規定は設けていない。
4. 実施要領第3条第1項（1）、（3）、（4）の団体は、町民5人以上の団体とする。
5. 実施要領第3条第1項の団体は、各号に規定する町民の人数がいて、活動を町内で行っている必要があるが、町民のみで組織している必要はない。
6. 実施要領第3条第1項各号に記載する「団体」は、構成員名簿の提出が必要
7. 実施要領第3条第1項（2）の「趣味の農業」は、団体の町内メンバー全てが農業を生業としていないこと。
（良心市へ出荷していることで不可としない）
8. 実施要領第3条第1項（3）の「居場所、サロン（通いの場）」は、開催団体は非営利の団体であること。また、趣味の会は行われる内容が限定されていることから対象外とする。なお、（1）は運動（2）は農業（4）は共食に内容を限定して認定をおこなっている。
9. 実施要領第3条第1項（4）の「共食の集い」の開催団体は非営利の団体であること。
10. 実施要領第3条第2項（1）は、急須で淹れた緑茶の提供について有償、無償は問わない。
11. 実施要領第3条第2項（1）の定期的に提供しているとは、イベントでの提供は対象外とする。
12. 実施要領第3条第2項（1）の「店内全面禁煙」は、紙たばこに加え電子たばこも含まれるものとする。
13. 実施要領第3条第2項（2）は、高齢者の低栄養予防を目的としているため、食事（惣菜含む）を提供しただけでは認定できない。高齢者に対する提供の工夫を確認する必要がある。（例 移動販売 など）